

多種多様な保育が なんでダメなの？



© 絵本「いっしょじゃなくてもいっしょだよ」
(制作：茨城初中高63期卒業生)



幼保無償化の問題点を考える



01

教育を受ける権利、奪わないで

子どもの成長過程において重要な就学前の時期に母語などで幼児教育、保育を受ける権利、自己のアイデンティティを育む教育を受ける権利を奪うことになる。



02

根拠法の基本理念に反した不公平

学校教育法第1条及び児童福祉法上認可外保育施設に該当しないという理由で、それに類する幼児教育、保育の実態のある各種学校を除外するのは「すべての子ども」の健やかな成長を基本理念とした改正子ども・子育て支援法の趣旨に反し、不公平である。

03

除外施設は全体の0.16%、外国人差別ではないの？

認可施設（幼稚園、保育所、認定こども園）約4万5千カ所、認可外保育施設約1万カ所、合計5万5千カ所を超える対象施設に対し、89カ所、約0.16%にしか満たない各種学校認可施設だけが除外されたことは外国人学校だけを無償化から除外する外国人差別である。

無償化対象外
0.16%

日本にある
幼児教育・保育施設
約**55,000**ヶ所

89校

(2020年3月19日時点)



04

教育の質担保を物語る自治体支援、矛盾する国の措置

各種学校認可の外国人幼児教育施設はそれぞれ所在する自治体から私立幼稚園保護者補助金等の名目で財政支援を受けている。これは教育の質が担保された施設としての判断が前提の措置であり、国の除外措置はその実態を無視している。

“教育の質”の担保

05

除外に法令上の根拠なし！ 保育の実態に即した判断を

各種学校が認可外保育施設に該当しないとする法令上の根拠はない。認可外保育施設の届け出は、児童福祉法に従い、保育の実態に即して判断すべきだ。

◆「幼保無償化」制度とは◆

2019年10月1日から実施された「幼児教育・保育の無償化」（幼保無償化）は幼稚園、保育園、認定こども園などの教育費を国が補助する施策。
保育の必要性が認められた認可外保育施設も対象となる一方、外国人学校を含む各種学校のみ対象から除外されている。

◆実施までの流れ◆

消費税引き上げの増収分を財源に

①子育て世代の負担軽減

②少子化対策につなげる目的で実施。

対象施設の0.16%にしか満たない
各種学校認可の外国人幼児施設等は対象外に。

その理由は

①別の教育に関する基準がなく多種多様

②児童福祉法上、認可外保育施設に該当しない

06

国連諸条約が禁止する 差別的取り扱い



国連諸条約に違反

根拠法の基本理念に反し、各自治体が認可外保育施設の届出を受け付けない、廃止届出を求めるとするのは、実質的な外国人差別の助長だ。また憲法第14条や国連人種差別撤廃条約、子どもの権利条約などが禁止する差別的取扱いに該当であり、全ての人が負担する消費税の分配に対する期待権を踏みにじる不当な除外だ。